

○甲南大学研究費の不正防止に関する規程

平成 20 年 7 月 25 日

理事会制定

改正 平成 27 年 2 月 27 日

令和 3 年 4 月 30 日

(目的)

第 1 条 この規程は、法令及び文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」等に基づき、甲南大学 (以下「本学」という。) における研究費に係る不正の防止に関する事項を定め、研究費を適正に運営・管理することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費 文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金、学内の研究費交付制度、受託研究・共同研究に係る研究経費及び奨学寄附金等を財源とする研究費をいう。
- (2) 研究者等 次の各号に定める者の総称をいう。
 - ア 研究費の運営・管理に関わる本学の教職員及び学生
 - イ 本学の施設・設備を利用して研究を行う者
 - ウ 本学が運営・管理する研究費を利用して研究を行う者
- (3) 研究費に係る不正 次の各号に定めることの総称をいう。
 - ア 故意又は重大な過失により関係する法令並びに配分機関及び本学が定める規程等に違反して研究費を使用すること。
 - イ 虚偽その他不正な手段により研究費の交付を受けること。

第 3 条 研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者並びに不正防止推進部署を置く。

(最高管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者は、学長とし、研究費の運営・管理について大学全体を統括し、最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、定期的にコンプライアンス教育及び啓発活動を行うなど、研究者等の意識の向上と浸透を図る。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の実施状況及びその効果等について、理事会等における審議及び報告を通じて理事との間で、随時、情報共有及び意見交換を行う。

(統括管理責任者)

第 5 条 統括管理責任者は、研究を担当する副学長とし、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について、大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策として不正防止計画（研究費の運営・管理にかかるモニタリングを含む。）を策定・実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、研究者等を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。

4 統括管理責任者は、監事と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

（不正防止推進部署）

第 6 条 研究費に関して、大学全体の観点から不正防止を推進するため、統括管理責任者の下に不正防止推進部署を置く。

2 不正防止推進部署は、フロンティア研究推進機構とする。

3 フロンティア研究推進機構長は、統括管理責任者の指示に従い、不正の発生する要因を把握して、不正防止計画に基づく大学全体の具体的な対策を策定し、実施する。

4 フロンティア研究推進機構長は、統括管理責任者の指示に従い、各部局等において研究費の適正な運営・管理が行われているかを確認するため、モニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導するとともに、統括管理責任者に実施状況を報告する。

5 フロンティア研究推進機構長は、統括管理責任者の指示に従い、研究者等を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を策定・実施する。

6 フロンティア研究推進機構長は、監事と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

（コンプライアンス推進責任者）

第 7 条 コンプライアンス推進責任者は、各部局等の長とし、当該部局等における研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に従い、フロンティア研究推進機構長と連携して、部局等内における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に従い、フロンティア研究推進機構長と連携して、部局等内の研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、受講状況を管理・監督する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に従い、フロンティア研究推進機構長と連携して、部局等内の研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等が、適正に研究費の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（コンプライアンス推進副責任者）

第 7 条の 2 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、最高管理責任者と協議の上、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、当該部局等における研究費の運営・管理について、

コンプライアンス推進責任者を補佐する。

(コンプライアンス教育)

第 8 条 研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等は、自身が取扱う研究費の使用ルール、それに伴う責任及び自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解するために、コンプライアンス教育を受講しなければならない。

2 前項の研究者等は、コンプライアンス教育で示された遵守事項等を理解したうえで、誓約書(様式第 1 号又は様式第 2 号)を提出しなければならない。

3 前 2 項に定めるコンプライアンス教育の受講及び誓約書の提出に応じない研究者等は、研究費の運営・管理に関わるができないものとする。

(事務処理手続きに関する窓口)

第 9 条 研究費の事務処理手続きに関し、適切な研究支援を行うため、学内外からの相談を受け付ける窓口を置く。

2 相談窓口は、財務部及びフロンティア研究推進機構事務室とする。

3 相談窓口は、相互に連携するとともに、それぞれが研究費に関わる各部局等とも連携し、研究費の適正な運営と管理に資するよう努めなければならない。

(通報・告発等への対応)

第 10 条 研究費に係る不正の通報・告発に関する規程は、別に定める。

(不正を行った者への措置)

第 11 条 研究者等が研究費に係る不正を行った場合、就業規則に基づく懲戒処分等必要な措置を講ずることがある。

2 前項の場合、当該研究者等の研究費にかかる申請の制限等一定の措置を講ずることがある。また、行為の悪質性が高いときは、刑事告発、民事訴訟等の法的な措置を講ずることがある。

(不正による研究費の返還)

第 12 条 研究者等が研究費に係る不正を行った場合で、配分機関から研究費(不正行為の時点から返還までの期日に応じた加算金等を含む。)の返還を求められたときは、その返還の負担の責は、原則として、当該研究者等が負う。学園が当該研究者等に代わってその一部又は全部を返還したときは、学園は、原則として、当該研究者等に求償する。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正防止に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 25 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 30 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

様式 略